

●香川県広域水道企業団告示第5号

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成30年香川県広域水道企業団告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(公表事項及び公表の方法) 第2条 略			(公表事項及び公表の方法) 第2条 企業長は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。		
公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所	公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所
公共工事	略	略	公共工事	略	略
	略			略	
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。） <u>低入札価格調査基準価格及び最低制限価格</u>			予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）	
入札による委託業務	略	公表に係る委託業務のうち、広域水道施設整備工事及び予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が1,000万円以上の経年施設更新工事等に係るものにあつては財産契約課、 <u>1,000万円未満の経年施設更新工事</u>	入札による委託業務	略	公表に係る委託業務のうち、広域水道施設整備工事及び予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が <u>700万円</u> 以上の経年施設更新工事等に係るものにあつては財産契約課、 <u>700万円未満の経年施設更新工事</u> 等に
	略			略	
	予定価格 <u>低入札価格調査基準価格及び最低制限価格</u>			予定価格	
略	略	略	略	略	略

等に係るものについては当該
委託業務を執行するセンター

係るものについては当該委託
業務を執行するセンター

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。